誓　約　書

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （宛先） | | | 年　　　月　　　日 | | |
| 誓約者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） | | | 誓約者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）  事業所名  事業所番号　２６６  電話　　　　　－ | | |
|  | | | | | |
| 当法人（以下に記載する役員等を含む。）は、京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第１６条の規定に抵触しないことを誓約します。 | | | | | |
| 役員等名簿 | | | | | |
| 役職名又は呼称 | 氏名 | フリガナ | | 生 年 月 日 | 性　別 |
|  |  |  | |  |  |
|  |  |  | |  |  |
|  |  |  | |  |  |
|  |  |  | |  |  |
|  |  |  | |  |  |
|  |  |  | |  |  |
|  |  |  | |  |  |
|  |  |  | |  |  |
|  |  |  | |  |  |

当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び事業所を管理する者について記入してください。

|  |
| --- |
| 京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び  施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（抄）  （暴力団の排除）  第１６条　地域活動支援センターの施設長及び地域活動支援センターの利用者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該施設長の権限を代行し得る地位にある職員は、暴力団員であってはならない。  ２　地域活動支援センターは、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。 |

誓　　約　　書

事業所名

　　サポートセンター○○

事業所番号　２６６

記　載　例

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （宛先）京都市長 | | | 令和〇年〇月○○日 | | |
| 誓約者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）  ○○県○○市○○町○○番地  ○○ビル○階 | | | 誓約者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）  株式会社○○  代表取締役　○○　○○  　　　電話　○○○－○○○－○○○○ | | |
|  | | | | | |
| 当法人（以下に記載する役員等を含む。）は、京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第１６条の規定に抵触しないことを誓約します。 | | | | | |
| 役員等名簿 | | | | | |
| 役職名又は呼称 | 氏名 | フリガナ | | 生 年 月 日 | 性　別 |
| 代表取締役 | ○○　○○ | ﾏﾙﾏﾙ　ﾏﾙﾏﾙ | | 昭和○○年〇月○日 | 男 |
| 取締役 | ××　×× | ﾊﾞﾂﾊﾞﾂ　ﾊﾞﾂﾊﾞﾂ | | 昭和○○年〇月○日 | 女 |
| 管理者 | △　○○ | ｻﾝｶｸ　ﾏﾙﾏﾙ | | 昭和○○年〇月○日 | 女 |
|  |  |  | |  |  |
|  |  |  | |  |  |
|  |  |  | |  |  |
|  |  | 事業所の管理者についても  忘れずに記載してください。 | |  |  |
|  |  |  | |  |  |
|  |  |  | |  |  |

当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び事業所を管理する者について記入してください。

|  |
| --- |
| 京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び  施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（抄）  （暴力団の排除）  第１６条　地域活動支援センターの施設長及び地域活動支援センターの利用者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該施設長の権限を代行し得る地位にある職員は、暴力団員であってはならない。  ２　地域活動支援センターは、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。 |